

## 上田地域定住自立圏連絡協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、上田地域定住自立圏連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、安心して暮らせる持続可能な地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止める国の定住自立圏構想の下、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う上田市及び上田市と連携する意思を有する市町村（以下「周辺市町村」という。）が、役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること。
- (2) 定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日総務次官通知。以下「要綱」という。）第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関すること。
- (3) 要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第4条 協議会は、上田市及び周辺市町村の長をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長6人を置く。

- 2 会長は、上田市長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置き、会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。

- 3 幹事会は、上田市の政策企画部長及び政策企画課長、並びに周辺市町村の企画担当課長の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、上田市政策企画部長がこれに当たる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 幹事会に部会を置く。

- 2 部会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。
- 3 部会は、担任事項に関係ある市町村の職員をもって構成する。
- 4 部会で調査研究及び立案した事項は、幹事会において協議及び調整を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、上田市政策企画部政策企画課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 8月 8日から施行する。